

令和6年度第1回ふじさわ障がい者プラン検討委員会 会議録

日 時：2024年（令和6年）5月28日（火）

午前10時から正午まで

会 場：藤沢市役所本庁舎8階 8-1、8-2会議室

委 員：高山代表、戸高副代表、都築委員、種田委員、倉垣内委員、  
鈴木委員、八十島委員、小野田委員、松井委員、大郷委員、  
野村委員、林委員

計12名

事務局：佐藤福祉部長

障がい者支援課

（臼井、星野、田口、飯沼、伊原）

子ども家庭課（原田、斎藤、福岡）

ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく（吉田）

計10名

欠席者：0名

傍聴者：2名

## 1 開会

(事務局：白井)

藤沢市障がい者支援課長の白井でございます。いつも大変お世話になっております。それでは開会に先立ちまして、まず委嘱のご案内でございます。今回から計画検討委員会からの障がい者プラン検討委員会に変更をしておりますが、任期につきましても3年間をお願いをして参ります。本来市長から委嘱状をお渡しすべきところではございますけれども、コロナ禍以降、会場とZoomでのハイブリッドの会議で進めさせていただいております。委嘱状は事前にお送りしたか、また机上の上に配布という形にさせていただきましたのでご了承くださいますようお願いいたします。それではこれより令和6年度第1回障がい者プラン検討委員会を開会いたします。今日初回ですので代表・副代表選出まで私の方で進行を務めさせていただきます。よろしくようお願いいたします。まず委員の出席状況につきましてご報告いたします。委員12人中、現出席委員12人でございます。この会議においては会議の成立要件はございませんので、併せてご案内をいたします。委員のご紹介につきましては後ほど自己紹介をお願いをしております。今次に資料等の確認をさせていただきます。資料につきましては日程の方に記載をしております、これから読み上げて参りますのでご確認をお願いいたします。本日の資料といたしましては、まず令和6年度第1回ふじさわ障がい者プラン検討委員会日程、それから藤沢市障がい者プラン検討委員会の委員および事務局員名簿、資料1-1プランの設置運営要綱。資料1-2が障がい福祉施策会議等関連図、資料2が計画体系等についてという記載のものでございます。資料3につきましては、ふじさわ障がい者プラン2026中間見直しのポイントと記載のあるものでございます。資料4-1は表になっておりまして年間のスケジュールでございます。資料4-2は検討委員会での令和6年度の協議事項の案でございます。それから資料5といたしましてこども家庭センターについてのご案内。資料6が喀痰吸引等第三号研修（基本研修）開催のお知らせでございます。その他参考資料といたしまして、先日行われました総合支援協議会の議事の概要、それから障がい者プランの本編（わかりやすい版）、あと重点推進項目の検討シート。検討シートの方につきましては、昨年度までの障がい者プランの中間見直しの中で課題と思われる事項や国の方針等を一つの目標ごとにワンペーパーでまとめたものになってございます。ここでこの委員任期初回の会議でもありますので福祉部長の佐藤から一言ご挨拶を申し上げます。

## 2 福祉部長挨拶

(佐藤福祉部長)

改めまして皆様こんにちは。ただいまご紹介にあずかりました、藤沢市の福祉部長をしております佐藤と申します。本日の会議の開会にあたりまして、一言ご挨拶の方を述べさせていただきます。まずは皆様のお手元の方に委嘱状の方お配りをさせていただきました。大変ご多用にも関わらず、快くお引き受けをいただき本当に感謝申し上げます。任期につきましては先ほどご案内もありました通り3年間となりますが、どうぞよろしく願いいたします。さて、昨年度の皆様方の多大なるご協力のもと、ふじさわ障がい者プラン2026の中間見直しを終えることができました。改めて御礼を申し上げます。この間の社会状況の変化であるとか、あるいは新たな課題等を踏まえ後半の3年間をさらに充実させられるような計画の見直しを行ったところでございますが、この委員会の中で進行管理、評価、そして協議会への意見提案というものをしっかりと行っていきたいというふうに考えてございます。委員の皆様方におかれましては本日を含め、当会4回今年予定をさせていただきますが、それぞれのご専門のお立場からもちろんのことですが、施策全般にわたりまして積極的なご意見をご提言いただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。いずれにいたしましても、私どもといたしましては障がいのある人もない人も、ともに安心して暮らすことができる共生社会の実現に向けまして、微力ではありますが全力で取り組んでいく所存でございますので、委員の皆様方におかれましてはお力添えのほどいただきますようお願いを申し上げます。簡単ではございますけど私の挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

## 3 委員及び事務局紹介

(事務局：臼井)

続きまして、今回から新たな任期となりますので恐れ入りますが委員の皆さんから一言ずつ自己紹介をいただければと思います。今日資料でお配りをしております、名簿の順にお名前を私の方でお呼びしますので、ご所属お名前等をおっしゃっていただければと思います。それでは名簿の一番からZoomでのご参加になりますが、高山委員お願いいたします。

(高山委員)

ルーテル学院大学の高山と申します。前の期に引き続き委員を引き受けさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

それでは2番、都築委員お願いいたします。

(都築委員)

自閉症児・者親の会、都築と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

3番、種田委員お願いいたします。

(種田委員)

藤沢市肢体障がい者協会の種田多化子と申します。私は骨腫瘍という病気で、義足になってもう35年ぐらいになりますが障がいの分野で、もっと皆さんが暮らしやすいようにと思ひまして活動しております。よろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

続きまして4番が倉垣内委員、お願いいたします。

(倉垣内委員)

藤沢市視覚障がい者福祉協会会員の倉垣内聡美と申します。今回初めてこちらの検討委員会の会員委員としてお世話になります。他の障がいのこともいろいろ勉強しながら、皆さんが本当に障がいの障壁がどこにあるのかいろいろ探りながら何かご協力できたらと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

続きまして鈴木委員お願いいたします。

(鈴木委員)

肢体不自由児者父母の鈴木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

続いて八十島委員お願いいたします。

(八十島委員)

藤沢市障害福祉法人協議会の八十島です。所属が県央福祉会という社会福祉法人におりまして、モンド湘南藤沢と藤沢爽風舎の方で所長をしています。日中の生活介護とB型の業務事業所になりますので、よろしく申し上げます。

(事務局：臼井)

次がZ o o mになりまして小野田委員お願いいたします。

(小野田委員)

7番の小野田です。基本的には藤沢育成会に勤めていて、主に知的障がいの方々の計画相談、サービス利用計画とかモニタリングとかを担当しております。3年間どうぞよろしく申し上げます。

(事務局：臼井)

続いて松井委員お願いいたします。

(松井委員)

私も藤沢障害福祉法人協議会の方から参加をしております。所属は社会福祉法人光友会で今担当は横浜市の磯子区の地域活動ホームを担当しております。よろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

またZ o o mに代わりまして大郷委員お願いいたします。

(大郷委員)

藤沢市放課後支援事業者連絡会の大郷と申します。今期からの参加となります。この連絡会は市内の放課後等デイサービスの事業所の連合会になりまして、市内59ヶ所が今現在加入しております。障がい児の団体として参加させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(事務局：臼井)

続いて戸高委員お願いいたします。

(戸高委員)

戸高です。精神障がい者地域生活支援連絡会のところから来ております。社会福祉法人藤沢ひまわりで、今は就労系の事業所に所属しています。よろしくお願ひします。

(事務局：白井)

野村委員、お願ひいたします。

(野村委員)

11番市民代表ということになっておりますが野村といいます。よろしくお願ひいたします。一般の公募で選考されて大変な責任だと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

(事務局：白井)

林委員お願ひいたします。

(林委員)

市民代表として参加させていただいております。市民代表枠で6年目になります。

よろしくお願ひいたします。

(事務局：白井)

ありがとうございます。では、改めて事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局：伊原)

障がい者支援課伊原と申します。よろしくお願ひします。

(事務局：飯沼)

同じく障がい者支援課飯沼と申します。よろしくお願ひします。

(事務局：田口)

障がい者支援課の田口と申します。よろしくお願ひします。

(事務局：原田)

子ども家庭課課長の原田と申します。子ども家庭課は主に障がい児の業務を所管しております。よろしくお願ひいたします。

(事務局：斎藤)

子ども家庭課の斎藤と申します。よろしく申し上げます。

(事務局：福岡)

子ども家庭課、福岡と申します。よろしく申し上げます。

(事務局：吉田)

基幹相談支援センターえぼめいくの吉田と申します。今年度もどうぞよろしく申し上げます。

(事務局：臼井)

本日事務局参加は以上でございます。本日は会議が重なっておりまして、ふれあいの実行委員会もやっている関係で、当事者の皆さんも分担して出ていると思うのですけれども、また機会がありましたら次回の会議等で本日来てない職員についてはご案内をさせていただきたいと思っております。

#### 4 代表・副代表選出

(事務局：臼井)

それでは次に代表・副代表の選出に移ります。資料1-1について後ほどまた改めてご説明いたしますが、計画検討委員会の設置要綱第6条の規定により代表および副代表を委員の互選により定めることとなっております。僭越ではございますが事務局案を提案させていただきたいと思っております。前身である障がい者計画障がい福祉計画検討委員会で代表を務めていただきまして、今回の改訂にご尽力をいただきました高山委員を引き続き代表に加えて、障がい者プランの策定に携わっていただきながら主に障がい福祉の分野からご支援をいただいております戸高委員を副代表に事務局案として提案をさせていただきたいと思っておりますが委員の皆さんいかがでございましょうか。ご異議ございませんのでそのように決定いたしました。それでは代表副代表からそれぞれご挨拶を賜りたいと思っております。では高山代表から申し上げます。

(高山代表)

改めまして、ルーテル学院大学で教員をしております高山由美子と申します。引き続き代表という大変重い任務ではございますが、お引き受けさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。引き続き委員を引

き受けていただいております委員の皆様、本当にありがとうございました。またこの期からこの検討委員会の方にご参加いただきまして、出来ましたプランの進捗状況とともに確認をしていくべく次の期の計画を策定していくメンバーとして新しく加わってくださった皆様にも感謝申し上げます。プランは策定するまでも大変様々な困難がありましたが、策定したプランをどのように実施していくのかをそれぞれの責任を果たしつつ、しかし次の見直しに活かしていくところ、あるいはうまくいってないところはどうしたらいいのかを知恵を出し合って皆さんとともに検討を進めてまいりたいと思っております。単に計画あるいは行政を批判するという形ではなくて、どのような進め方をすると良いのかということを様々な角度から建設的な検討を皆様とともに進めることができたらと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

(事務局：臼井)

ありがとうございます。続いて、戸高副代表お願いいたします。

(戸高副代表)

戸高です。副代表という地位に驚いている部分があるのですが、先日、報酬改定に関する研修をやっている中で報酬改定のある部分の中では地域がどうそれを展開するかという非常に大きな役割が地域の中に課せられていると非常に思いまして、藤沢がどういうふうに展開していくか、藤沢でしかできないかも含めて一緒に考えていけたらと思います。今求められているものは非常にいろんな複雑になっているのですが、何ができるのかというところで誰かがやればよいのではなくて一緒に考える状況を作っていかなきゃいけないと思いますのでよろしく願いします。

(事務局：臼井)

ありがとうございました。それではここからの進行は高山代表をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(高山代表)

それでは議事に入ってまいります。事前にご準備いただきました次第に沿って進めてまいります。はじめに、5の報告事項の(1)障がい者プラン検討委員会の設置目的等について事務局からご説明お願いいたします。



## 5 報告事項

### (1) 障がい者プラン検討委員会の設置目的等について

(事務局：白井)

報告事項の1件目についてご説明をいたします。本日、新任期新体制の初回の会議でもありますので、すこし私の説明の時間が長くなると思います。できるだけ簡潔な説明に努めてまいりますのでよろしくお願いいたします。それでは資料に基づきまして順にご説明いたします。まず検討委員会の設置目的等について資料1-1と1-2を用いてご説明をいたします。資料1-1計画検討委員会の要綱をご覧ください。今回総合支援協議会を中心に、一昨年度から体制の再構築、あり方の検討という議論をお願いして参りました。その中では総合支援協議会、これまで総合支援協議会と計画検討委員会は親子の関係にありまして、計画も素案を作って最終案は協議会が決めるというような形になっておりましたが、体制の再構築の中のご協議として一つの大きなところは協議会と計画検討委員会の役割をはっきりさせる、分担をするということ、それと当事者保護者会の皆さんの参加の拡充という2点を主眼としてまいりました。結果として今回の要綱については協議会のものとは分離をして障がい者プランの検討委員会という要綱になっております。所掌事務につきましては2条をご覧ください。記載の通り地域課題の整理、要は課題を整理して方向性を決めて、計画に位置づけるという部分の障がい者プランの策定に関することと作った計画を実行していく上での課題点でありますとか進め方というところについてのご協議、総合支援協議会に対する意見提案というものを追加いたしました。それぞれが別々の会議体になりましたのでプランの検討委員会、委員の皆様におかれましては実行役というよりは課題を見つけて計画を立て進み具合を図るというお立場になられますので、実際にこういう形で進めてほしいとか、課題に対しての進捗があまりよろしくないのではないかとといったようなことについては体制の整備も含めて協議会に意見提案をしていただきたいと思いますと思っております、その内容を新たに記載しております。障がい者プランにつきましては協議会にも報告はしますが、実質的な決定はこの委員会という形に変わりましたのでご承知ください。それから3条の組織になります。委員につきましては12人以内、今回は新たに運営会議というものを設けております。運営会議については今回1回目なので実施しておりませんが、総合支援協議会でありますとか協議会の専門部会、関連会議の結果等を集めてこの計画のプランの検討委員会

の中でどういう報告をするのか協議をするのかという部分を決定していく場として参ります。ここで委員の皆様をお願いがございます。選出母体とか所属団体における障がい者支援施策の情報等がございましたら積極的に寄せいただければと思います。よろしく申し上げます。会議等参加したというのがあれば会議の資料とか概要、もちろん個人情報等入っているものは不可ですが、ご提供をいただければと思っております。続きまして資料1-2の障がい福祉施策関連会議図についてご説明をいたします。ただいまご説明申し上げました通り、総合支援協議会と障がい者プラン検討委員会、前は大きい括りの中に入っていたのですが、それぞれを左右に分けて表示をしております。それぞれに運営会議がございまして会議の議題や報告事項について検討した上でこの委員会に上げていくという流れになっております。下段に障がい者総合支援協議会の方の専門部会の記載をしておりますが、部会での審議事項については部会員の皆さんでご決定いただくということで今仮置きのご状態でございます。現状としては希望の調査をさせていただいているところでごございまして、今後部のどこに委員さんが入られるかが決定して専門部会開いた後に内容の方を更新して参ります。簡単ではありますが説明は以上でございます。

(高山代表)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容についてご質問等ございましたらお聞きして参りたいと思います。会場の委員さんが挙手したところは私の方からよく見えないので、もし会場の挙手がありましたら事務局の方でご指名をお願いしたいと思います。種田委員から挙手いただいております。お願いいたします。

(種田委員)

肢体障がい者協会の種田と申します。今回プラン検討委員会の設置要綱ができたということは嬉しいことだと思います。今まで総合支援協議会の中の計画検討委員会みたいなところでしたので。それで2点ほど意見とご質問をしたいと思います。一点目は意見で、第2条の所掌事務ですが、今回(4)総合支援協議会に対する体制整備に向けた意見提案ですね。こういうものができるようになるということは本当に藤沢市の障がい者の計画が進んでいく一つの素晴らしいものになると思います。連携していけるのが本当に嬉しいと思います。私は以前から計画検討委員会に出席しておりましたが、総合支援協議会のことがよくわからない、見えない状態で計画を皆さんと検討していたような状況があ

りました。この連携していける、意見を出せるというところが素晴らしいと思  
いました。ありがとうございます。もう1点目は質問なのですが、表題は藤沢  
障がい者プラン検討委員会とあるのですがこの中身について、プランではなく  
て計画検討委員会になっているのですが、これはプランではなくて計画検討な  
のですか。すこし違和感があります。よろしく願いいたします。

(事務局：臼井)

ご質問のところですが、我々がプラン検討委員会に慣れておらず、まだ少し  
引きずっているというところ恐縮なのですが、計画検討委員会という略称を用いさ  
せていただいておりますが、これから3年間の中でどんどんプラン検討委員会  
を浸透させて、次の改正のときには直したいとは思っておりますのでよろしく  
願います。

(高山代表)

ありがとうございました。種田委員よろしかったでしょうか。

(種田委員)

大丈夫です。ありがとうございます。

(高山代表)

ご意見ありがとうございます。他はいかがでしょう。会場の方ご意見ない  
ようでしょうか。それでは続きまして(2)障がい者プランについてと、  
(3)障がい者プラン2026中間見直しについてこちらをあわせて事務局か  
らご説明お願いいたします。

## 5 報告事項

(2) 障がい者プランについて

(3) 障がい者プラン2026(中間見直し)について

(事務局：臼井)

それでは資料2の方からご説明を申し上げます。計画体系等について、これ  
障がい者プランから抜粋しているページでございます。ご確認をお願いしたい  
のが、それぞれ障がい者プランとまとめて申し上げますけれども、三つ  
の計画が入っているということと、様々な計画の体系の中の一つであるという

こと、それからスケジュールの部分についてご確認をいただければと思います。内容も本来ご説明すべきところではあるのですが時間の都合もございますので、今回は体系を中心にご説明をいたします。まず各計画の法的根拠の部分になります。障がい者プランは障がい者総合支援法に基づきまして、施策や主な取り組みを位置づける障がい者計画と障がい者向けのサービス見込み量を示す障がい福祉計画、それから児童福祉法に基づいて障がい児向けの福祉サービス量を示す障がい児福祉計画、この三つによって構成をしております。障がい者計画は特に何期というのではありませんけれども、そういう障がい福祉計画と障がい児福祉計画については国の方の法定の計画に基づいて今回第7期と第3期という形になっております。進行管理につきましては障がい者計画の取り組み状況を確認しながらご意見をいただくとともに障がい福祉計画と障がい児福祉計画についてはサービスの実績値を毎年度お示しして参りますので分析をいただいた上で次期計画や取り組みに活かしていくということを想定しております。(2)の他の計画との関係になりますが、福祉のところだけで申し上げると、この障がい者プランの上位の計画に地域福祉計画がございます。見直し後の障がい者プランでもあまり記載ができていないところではあります。インフォーマルな支援やピアサポート、その地域での支援力を生かした地域共生社会に向けた取り組みの方向性などが主として記載をされているものでございます。具体的な取り組みは地域福祉計画にあまり記載がなく、方向性とか理念というものを共有するための計画になっておりまして、障がい福祉分野で実際の取り組みに繋がっていくのがこの障がい者プランになっております。計画の期間につきましてはまさに見直し後、4月からが中間見直し後ということで3年間の計画になります。3年間というのは7期と3期の障がい福祉計画と障がい児福祉計画これに合わせてという形になりますが、6、7、8年度が終わりますと令和9年度から次の障がい者プラン、全くまっさらなところからのスタートになってまいりますので、この3年間の任期の中で課題ではありますが、当然国の方の施策の方向性というのもございますけれども、そういったところを踏まえ、また定量的な評価、アンケート調査でありますとか、当事者、支援者の皆さんからのヒアリングの調査結果なども踏まえながらそこは委員の皆様と一緒に調査手法もご検討いただきながら見直しの取り組みを後半でやっていく流れになります。続きまして資料3の方のご説明に入らせていただきます。中間見直しのポイントと記載がございますけれども、この資料日付が3月30日になっておりますが、障がい者プランの見直しを記念して講演会を開催いたしま

した。内容としては、これまでの障がい福祉施策と今後の支援のあり方を考える機会として設けたものでございまして、当日はウェブと会場のハイブリッドで行ったのですが、合計で65人のご参加をいただいたものでございます。それでは1ページ目から順番にご説明をいたします。昨年度実施をいたしました計画の中間見直しにつきましては計画策定から3年が経過いたしまして、この間、新型コロナウイルス感染症の蔓延でありますとか障がい者総合支援法、障がい者差別解消法の改正。それから障がい者の情報アクセシビリティコミュニケーション施策推進法が新たに制定され、神奈川県の方も当事者目線の障がい福祉推進条例の制定がございました。かつ障がい者権利条約の日本の総括所見というのもこの間にございまして、こういった社会情勢の流れと先ほども申し上げましたアンケートの調査結果、ヒアリングの結果等を踏まえながら見直しを行ったものでございます。次は先ほどご説明をさせていただきましたが、障がい者プランが三つの計画で構成されているというものでございます。見直しの期間についても、ただいまご説明をした通りで真ん中の令和6、7、8年度の計画になりまして8年度には9年度に向けての新たな計画作りを行うというものでございます。障がい者計画についてご説明をいたしますと、計画の骨子となる部分については基本理念として全ての人が障がいの有無に関わらず、お互いに助け合い、自分らしく生活できるまちへのもとに六つの基本目標を掲げております。ここまでは長期の目標にあたる部分になりまして、今回の見直しにつきましては中間見直しということで最初に作った構成を継承しているものでございます。施策の体系につきましては、先ほどの六つの基本目標ごとに、だんだんとこれを細かくしていくものでございます。細かくしつつ具体化するということで、施策の柱というのは一つについて二つか三つずつ位置づけてございます。これが今回の見直しの中心になっておりまして、方向性を変えることによって事業を増やしたり見直したりということを行って参りました。先ほどの施策の柱が、あの右側の重点項目と書いてあるところでございます。赤字の部分、今回見直しを行っております。100%全部変えたということではないところもあります。言葉を変えて少し方向性変えたというような内容もございます。全部で10施策の見直しを行いました。この見直しの手順につきましては社会的な課題や要請というものを踏まえて行ってまいりましたが、これらの検討の過程でよく散見された今日的なキーワードをそれぞれ記載いたしました。例えば障がい者の理解、差別解消、偏見の解消という部分ではインクルージョンの実現とか、地域共生社会、障がいの有無だけではなくて、お年も関

係なく地域で支え合って生きていくということを標榜しているものでございます。例えばこの言葉自体もここ何年かで急成長し本当に目にする機会も増えてきているというふうに感じているところでございます。あと障がい者、介護者の高齢化という部分ですと、親なき後の対応、親なき後という言葉自体がいいか悪いかというような議論もありますが今回あえて端的に使わせていただきました。社会も高齢化が進んでいて、労働人口が減っていて、福祉の人材もなかなか集まらないというようなところもありますけれども障がい者の数自体は着実に増えている状況にありますので昔言われていた高齢者に関連して私が若い頃は騎馬戦型と言って4人か5人で1人を支えていれば良かったのに、もう1人で1人をおんぶしなきゃいけないという状況と同じように障がいがある方の生活を支えていく、自立を支援していくという中では、やっぱり担い手の部分やそれが在宅であるとか、家族という部分でも支援が大変厳しい状況になりつつあるというところでこういった言葉も挙げさせていただいております。今後ご協議の中でもテーマになって意識をしていただくような事項になるものと思いき今回出させていただいた次第でございます。雑駁ではございますが説明は以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。ただいまご説明いただきました内容につきまして、皆様の方からご意見やご質問いかがでしょうか。ご理解いただいたということでもよろしいでしょうか。先ほど資料3のところでは、中間見直しのポイントということで3月30日に開催されました講演会の資料をもとにご説明いただきました。委員の皆様の中でもご参加いただいた方おられるかと思えます。ありがとうございました。ハイブリッドでしたが65名ということで、ご参加いただけたことはとても嬉しいことでした。関係者の方がもちろん多かったとは思いますが、やはりこういう形の発信はぜひ続けていくと良いかなというふうに思いました。長く総合支援協議会の代表を務めいただきました石渡先生にご講演いただいて、シンポジウムという形だったのですけれども、やはり総合支援協議会もそうですし、このプラン検討委員会も一応出来上がったあのプランは市民の皆さんどなたでも見える形にはしていますがなかなか知る機会がないので、発信をしていくということはすごく大事なかなと思いましたので、総合支援協議会とも連携して、藤沢のこの障がい者施策、決して障がい者の方やご家族の方、支援者だけがわかっていればいいということではなくて、共生社会の実現のために多くの人にご理解いただき、またみんなが当事者

という意識でこのことを知っていくっていうそんな土壌が藤沢の中にできていくことを目指したいなというふうに考えます。ぜひ今後もこのような発信の機会を事務局の皆さんとも一緒に検討することができたらなというふうに思っているところです。よろしく願いいたします。そしてここまで（１）から

（３）までの資料に沿ってご説明をいただきましたところは、この検討委員会の皆さんとともに委員として共通の理解をしていく部分かなというふうに思っています。このことを踏まえて今後の検討を進めていくことができたというふうに思っていますので、どうぞよろしく願いいたします。それではここで休憩を挟むということによろしいでしょうか。それでは１１時に再開したいと思えます。よろしく願いいたします。

（高山代表）

それでは１１時になりましたので、再開してまいります。後半は協議事項となります。今日の検討委員会では今後、協議をしていく内容を確認していくということが目的になります。この後また事務局からご説明いただき皆様のご意見賜ってまいりたいと思えます。それでは事務局からのご説明をお願いいたします。

## ６ 協議事項

### （１） 今後の会議について

（事務局：白井）

資料４－１からご説明を申し上げます。４－１につきましては本当にスケジュールでございます。下段になりますが、プランの検討委員会の日程をご確認いただきまして、ご出席をお願いしたいというものでございます。次回以降もハイブリッドで予定をしておりますので、次の会場がちょっと狭いので誘導しているわけではないのですが、ぜひZoom参加もご活用をいただければと思っております。上段の部分につきましては、総合支援協議会の方の日程でございます。年度に１回ぐらいは意見提案できればと思っておりますので、今年度最終が１月の終わりになるのですが総合支援協議会より前の設定にしておりますので、ご確認をいただいて提案というような形で毎年度引き継いで要はキャッチボールをしていきたいと思っております。部会については先ほどご説明申し上げました通り、まだ委員さんも決まっていない状況でございますので、これから開催日程が出てくると思えます。タイミングがきちんと合うか

どうか、このプランの検討委員会に報告ができるような部会のタイミングになるかどうかわかりませんが、逐一情報の方はお繋ぎをしてみたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。続いて資料4-1の方のご説明に入らせていただきます。このプランの検討委員会での6年度の協議事項の案でございます。計画は出来たばかりでございますので今年については境目ではございます。新しい計画の評価はまだできない状況にありますし、プランの中間見直しに当たりましては前の計画の方の評価というのは行ってはおりますが漏れている部分としては事業評価が3年度4年度5年度という3年間の事業評価がきちんと揃うのが今年度になります。中段の事業評価の部分になりますが、これまでの計画検討委員会では単年度の評価、例えば令和5年度の計画検討委員会の際には令和4年度に主に行政が取り組んでいる事業について事業実績を委員の皆さんに見ていただく中でそれを評価するっていうようなことを行ってまいりましたけれども、今回については、令和3年度から5年度の総まとめの評価もお願いしたいなと思っております。単年度の評価プラス3、4、5年度の3年間の評価という形を案としては予定をしております。昨年度、一昨年度については全部の事業を評価するというよりは各事業の主管課の方でできたかできなかったか、本来であれば何回やったとか何人集まったとかというような、そのアウトプットを中心にまず見るべきところではあるのですが、なかなかコロナ禍で条件が変わっていて評価が難しいっていう状況もございましたので、3年度分からは定性的なものを定量化するというか、アンケートのような形でできたかできなかったか5段階評価を行うというのを取り入れておりますのでそこについても3年分見てそこを今後どういう進め方をするかはまたご相談をさせていただきながら、とりあえず事業の評価というのは行っていただきたいと思っております。それと今回、見直しに23事業が、新しい事業追加しています。これはまだスタートしてないものもございますので、新規事業について、こういう形で進めようとしている内容等についてまた取り組みの中身についてご意見ご提案も頂戴できればと思っております。地域課題の整理というところについてはなかなか事業の評価から見出せるものではないというふうには思います。そうした点においては総合支援協議会の専門部会でどんなことが話されているとか、委員お1人お1人のお立場から課題に思われていることを取りまとめしながら次の意見提案に繋げてまいりたいと考えております。ただ何でもいいということではなくあくまでもプランの検討委員会なので、計画の事業進捗とか計画に極端な部分で載っていないことが出てきている



とか、ということがあれば次の計画に反映する必要もありますし、載っていないことの体制作りが果たしてできているのか、できていないのか、主として未着手なのか、地域にとってかけている資源なのかとかそういったところも含めてご提案の方までまとめていければと考えております。スケジュールは先ほどご覧いただいた通りなのですが、令和8年度までの協議事項として先ほど申し上げました事業評価ですとか課題検討というのを記載してございますが、令和7年度からは次の計画の策定をどのように行うかという時期に入ってきております。障がい者プランだけではないのですけれども、新たに作る前の年度が案を作る年度なので、その前の年度に下調べを行って参ります。そのため7年度には例えばアンケートをやろうとか、こういった方にこういった方法でヒアリングをしていこうとか、そういった準備のご検討を一緒をお願いをいたしまして、7年度の後半に設計した内容で調査を実施していくという流れを予定しております。そのため8年度はそのネタを元に1から計画を作っていくという形になります。計画については国の方針というのがございまして。柱立ての項目や大きく施策が変わりますとか、国がこういうところに力を入れますというようなものが示されて参ります。ただそれがあまり早い時期に出てこないのが8年度前半の遅い時期に出てくると思います。そういった内容も踏まえながら、藤沢市の計画になりますので藤沢の特性課題目指すべきところはしっかり藤沢市として持った計画を新たに作ってまいりたいと考えております。ご協力をよろしくお願いをいたします。具体的な内容がなくて恐縮なのですが、今後こういった評価をしていきます。今年度評価が中心になると思いますので、評価手法などは具体的に資料としてお示しをしながらご意見を賜って進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。説明は以上です。

(高山代表)

ありがとうございました。スケジュールと、それからこの協議会での協議すべき事項について、今後の見通しについてのご説明をいただいたところです。皆さんからご質問ご意見等はいかがでしょうか。都築委員が挙手されております。お願いいたします。

(都築委員)

自閉症児・者親の会の都築です。よろしくお願いをいたします。最初に今年度からスタートが9時半から10時に変更になっており、親の立場から言うと遅刻せ

ずに参加できる時間になっていてありがたいなっていうのをまず配られたときに思いました。ありがとうございます。基本的な質問になってしまうのですが、今、臼井課長がご説明してくださった資料2の事業評価の(1)の部分について、継続事業を中心に、未達成事業というのは、これは参考資料にある、重点推進項目検討シートの中の一番上、5段階評価をしましたよっていう欄があるかと思うのですけれども。この部分の例えば1ページ目だったら、25事業中23事業がおおむね達成できた評価であったっていう一部があるので。この2の部分未達成事業だということでもいいのでしょうか。

(事務局：臼井)

臼井です。ご質問の通りでございます。未達成の事業は先ほどご説明漏れましたが、どういった基本目標の中で多いのかも含めて見ていただいております。ただ全部の事業については委員さんにはお示ししますのでこんなできてないでしょというものがあればそれもご指摘をいただければと思います。どのような点で我々行政側がやれたと評価しているかというところも記載をして参りますのでお願いいたします。

(都築委員)

これは次回配られる資料に載っているということでよろしいでしょうか。

(事務局：臼井)

はい、次回の会議でお出しをしたいと考えております。

(都築委員)

もう1つよろしいですか。今の5段階評価というところを基本目標6まであるので全部見ていくと、達成できなかったっていうのが1つ、やや達成できなかったっていうのが1つ、どちらともいえないというのが13事業になるかと思うんですけど、こちらのどちらとも言えないという部分も含めて、未達成事業というような形で考えてよろしいのでしょうか。

(事務局：臼井)

含めてお考えをいただければと思います。中心になるので、先ほど申し上げた、できていると書いてあるがどうなのかというものもあると思いますし、よくありがちなのが行政側ではできていると思っているが受け手側からすると全

然できてないというような部分もご指摘をいただければと思います。事業評価ではありますけれども、高山代表から先ほどご挨拶のときに触れていただいた通りで、例えば、当事者や支援者としてはこういうやりの方が望ましいのではないかというような前向きなご意見を頂戴できると障がい者支援課も全部の事業やっているわけではないので伝えやすいし伝わりやすいというところがありますので、ご協力をお願いできればと思います。以上です。

(高山代表)

ご説明ありがとうございました。都築委員よろしいでしょうか。

(都築委員)

よくわかりました。ありがとうございます。

(高山代表)

大事な点ご確認いただきましてありがとうございました。他はいかがでしょうか。皆さん今の段階ではご理解いただいたということでよろしいですか。はい、事務局からお願いいたします。

(事務局：白井)

今日見ていただいて多分漠然とした内容なので、まだご質問するにもどうしたものかというようなところもおありかと思うので、何かお気づきのことがあればまた会議に関わらず、事務局の方にお問い合わせいただければと思います。

(高山代表)

ありがとうございます。では改めましてスケジュールとそれから今後の進行の予定についてご確認いただければと思いますのでよろしく願いいたします。次回以降、もう少し具体的な協議ができるかなというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

## 6 協議内容

### (2) オブザーバー参加について

(高山代表)

それでは協議事項の2ということになりますが、オブザーバー参加について

事務局からご説明をお願いいたします。

(事務局：白井)

資料の用意は特にございませぬけれども、今回議題として挙げさせていただきまされたのが要綱の第8条に意見等の聴取というものがございまして、委員以外の方に会議に出席をいただいて説明や意見が聞けるという項目、オブザーバーの参加でございませぬが、先般総合支援協議会の方に難病対策地域協議会の代表としてご出席いただいている村松委員より障がい者プランの検討委員会にオブザーバー参加をしたいとの申し出がありました。本来主体が違ひ本当は委員側が呼ぶのがオブザーバーなのでちょっと自選のオブザーバーという形にはなるのですけれども、オブザーバー参加なので説明や意見聴取の求めが委員からの求めがあったときに答えるという立場なので、自分からのご発言はできませぬということと12人と決めていましたので予算がないので報酬がお支払いできませぬということとはご説明をして了解いただいております。加えてこの委員会でお諮りをして委員の皆さんのご了解が得られたらということでご説明をしております。事務局の考えといたしましては障がい者総合支援法に基づきますと難病患者さんも支援の対象でありますし、今後の計画の評価見直しに向けても難病患者さんのご家族からの情報や意見を寄せていただくことは有効であるものと考えまして、例外というか手順が逆ではありますがおブザーバー参加を承諾することをご提案したいと思ひます。これは委員の皆さんでご決定いただくことなのでよろしくご協議の上ご決定くださいますようお願いをいたします。説明は以上でございませぬ。

(高山代表)

ありがとうございます。オブザーバー参加についての経緯と事務局のご提案がございました。皆さんの方からご質問やご意見ございましたらお聞きしてまいりたいと思ひますが、いかがでしょうか。都築委員から挙手をいただいております。お願いいたします。

(都築委員)

自閉症児・者親の会の都築です。村松さんがということではないのですけれども、オブザーバーというのは、会議に通して出なければいけないということではないのかの確認をしたいです。今後計画検討の会議が進んでいくに当たって、この会だけ他の方にオブザーバーをお願いしたいということがあった場合

に、村松さんが既に1人いるから、それは駄目とかそういうことではないのでしょうか。追加ができるか確認したいです。

(事務局：臼井)

事務局臼井です。お答えします。都築委員がおっしゃる通り本来筋で言えば、委員の皆さんが呼ぶのが筋なので、全部出る必要はありません。必要なときに来ていただくのがスタンスであり、1人で足りなければ、複数人呼びすることも可能だというふうに考えております。今回はイレギュラーで、正直申し上げて村松さんが委員をやりたいかというふうにおっしゃっていただいていたのですが、ただお金の都合とか一方で全部はなかなか難しいというようなお話も以前に賜っていたので、今回委員の対象の団体からは除外をさせていただいていた経過もありました。本人のお申し出もあるので今回ご提案にさせていただいた次第です。村松さんで定員いっぱいということではございません。

(高山代表)

ご説明ありがとうございます。都築委員よろしかったでしょうか。

(都築委員)

わかりました。

(高山代表)

他の皆さんも改めて確認していただけたかと思います。他にご質問ご意見等ありますでしょうか。八十島委員から挙手いただいています。会場の方を先にお願います。その後オンラインでご参加の小野田委員にお願いしたいと思えます。

(八十島委員)

藤沢障がい福祉協議会の八十島です。今のオブザーバー参加ってところは委員として参加したかったっていうような意向もあっていいのかなと思うのですが、委員会が求めなければ発言ができないということになると、委員会で10名まで可能と規定されている傍聴とどう違うのかがわかりません。

(事務局：臼井)

傍聴との違いといたしましては、傍聴者は基本的に発言が不可でございます。オブザーバーについては参加されている状況は出席されているという状況

は委員の皆さんもご存知なので、例えばその事業の中で難病関連のところかどうかということがあれば、村松さんに発言を求めるということでその場で発言されることは可能というのが大きな違いにはなりません。

(高山代表)

ご説明ありがとうございました。八十島委員よろしかったでしょうか。

(八十島委員)

ありがとうございます。

(高山代表)

ではオンラインでご参加の小野田委員お願いいたします。

(小野田委員)

7番小野田です。村松さんはそのような形だとしたとして、他の主団体の方たちにそういう参加方法ができる旨とかを伝えないで承認すると何か難しいのではないかというふうに認識しているのですがいかがでしょうか。

(事務局：白井)

事務局白井です。全ての団体さんに参加のご案内をしている、所謂公募型ではないので、こういうことができるというのを今知っている方だけが手挙げができたということは小野田委員のご指摘の通りではあります。一方でおそらくほぼ関連会議図にある団体さんについては、委員さんでご出席をいただいていたとか、言い方悪いですがそんなに多くの会に出られないというようなお話も賜ってたりもしております。本日の資料の関連会議図にある範囲については一定の委員参加なり、オブザーバー参加なり、もしくは傍聴という手段で関わっていただいている、周知ができているというところまではいたってないかもしれませんが繋がっていただいているというふうに認識をしております。今後、例えば私もオブザーバー参加したいというようなことがあれば、参加については何でもかんでもということではないので理由等必要となりますが、やはり計画の方が網羅性求められますので、どうしてもそういったところで必要な方が必要な時期にスポット参戦いただくというのはいかなとは思っています。ただ村松委員の場合は全部出るというようなお話なので、すこし特殊な想定にはなっておりますが、今後も例えばあんまり障がい種別等で限定してっていうの

は望ましいことではないかもしれませんが、一方でその当事者の方でないといわれないこと、例えば知的障がいに関する部分で言うと、当事者の方の意見をこれまでも聞けていないというところもありますので、オブザーバー参加に限らず、例えばプランの調査という形で集まっただいて当事者の方の意見交換も可能であると思いますので様々な場面で参加ができるような方法を委員の皆さんと考えていきたいと思っております。以上です。

(小野田委員)

今後村松委員みたいな形で参加を希望される方が出た場合は、この委員会で検討し皆さんが了承するというのがスポットの場合もあれば全部参加するということもあるかもしれないとの理解でよろしいですか。

(事務局：臼井)

小野田委員おっしゃる通りだと思います。あと最後に申し上げたのは委員とかオブザーバーという形じゃなくても、意見を聞く会議を別に設けて議論したことをもらうっていう方法もあろうかと思えます。以上です。

(高山代表)

ありがとうございます。他はいかがでしょうか。種田委員から挙手いただいております。お願いいたします。

(種田委員)

肢体障がい者協会の種田です。村松さんがオブザーバーで委員にはならなかったけど、オブザーバーで出席して、ときには発言をしたいということですよね。難病についてはなかなか当事者の方とかいらっしやらないので貴重な意見にはなると思っています。ただ年度始めで市民代表の市民公募の方がいらしたりする中で、市民公募に応募はなさらなかったのでしょうか。そこをお尋ねしたいと思いました。

(事務局：臼井)

事務局臼井です。正式な場でお答えしていいのかなんとも言えないのですが、いろんな選択肢を模索されてはいらっしやったと思いますし、前回は計画検討の委員さんではいらっしやいませんでしたけれども、様々な場面で計画について難病の視点からご意見をいただいていたのは事実でございます。このお

答えでご勘弁いただければと思います。

(高山代表)

ありがとうございます。種田委員よろしいでしょうか。

(種田委員)

そうですね、個人的な情報にもなりますし経緯のところはなかなか全体で共有というのは、難しいかというふうに思いました。ありがとうございます。

(高山代表)

他はいかがでしょうか。会場の方もよろしいでしょうか。おそらくこれまでもあまりこういう経緯でということはなかったかとは思いますが、何かの委員の方にご確認いただいたことを総括して事務局のご説明も踏まえると、基本的に開かれていく、多くの人たちの意見を取り入れていくっていうこと。委員は12という定員があるので委員としてということとは難しいけれども、それ以外の機会をむしろ今後この期の検討委員会ではより開かれた委員会として様々なチャンネルを委員会として持っていくっていう姿勢で臨むということでオブザーバーだけではなく、皆さんと一緒に考えていけたらいいのかなというふうに思っているところです。特に反対がないようでしたらいろいろご意見をいただいたところではありますけれども、ご異議なかったということで、オブザーバーとしてご参加いただくということで事務局からそのようなご連絡をしていたかどうかということをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

## 7 その他

では協議事項は終わって、その他のところで既に資料がいくつか出ていますので、委員の皆様もしくは事務局からのご説明になりますでしょうか。野村委員からお願いいたします。

(野村委員)

野村です。よろしく願いします。いくつかございます。まず今回初めてこの委員会に参加させていただきましてありがとうございます。一つ事務局の方をお願いなのですが、実はいろんなことがわからないことばかりで、資料をいただきましたのが実は昨日で、色々な事業とかもあるかと思いますがなるべく早くいただければ目を通したり、事前に確認したりできると思いますのでよろ



しくお願いいたします。質問は3つありまして、1つがこの委員会は12名とそういう規定があるようなのですけれども、前回の委員と比べますと私のような市民代表が2人と、12名という枠がある中で市民代表2人にされたということは逆に言えば、当事者団体の方なのか当事者の方か支援団体の方が減らされていると思います。そこには何か意図があり目的があってそのようにされたのかどうかということが1つ。それから2つ目の質問として今後いろいろな評価、未達成事業ですとか評価ですとか、そういったことがあるようなのですが、一般的に評価といいますとわかりやすいのが数値、例えば達成度ということがあります。達成度何%とか、今後そういった数値がいろいろ出てくるのかどうかということが2つ目の質問です。3つ目が例えば資料の3番の1ページ表紙の裏側、見直しの経緯というところの真ん中あたりに、ふじさわ障がい者計画、第6期ふじさわ障がい福祉計画という項目がありますが、いろいろ資料見させていただきますと、障がい者の者を入れている場合と入れてない場合があります、何か意図があって分けているのか以上の3つ質問でお願いいたします。

(事務局：白井)

事務局白井です。委員の数なのですが、市民代表の方、障がい理解も含めて多く参加いただきたいという事で1名だけですが追加をさせていただいております。数を変えていないので、ご指摘のように減る側の方がいらっしゃる認識はしておりますが、先ほど高山代表からもお話ありましたけれども、まとめていかなければいけないということと、いろんなご意見を聞かなきゃいけないという部分で委員の適正の規模、予算の関係等々を勘案して総合支援協議会の方を優先して人数増やしましたので申し訳ないのですが、計画の方が同じ数で対応ということで決めさせていただいたところがございます。それから2点目の数値化っていうか可視化することってとても大事だと思っております。ただ何を数値化するか、例えば何回やったか、何人来たか、アンケート調査で満足だった人が何%いたか、様々な評価手法あると思うのですけれども、評価に足りうるような数値が探せるものと探せないものがございます。数値化できたものは良いが、できなかったものをどうするかという考えもございますし、本当に数値化できない事業、例えば対象の数がとても少ない難病でありますとか、認知が低い、例えば自閉症の部門でありますとか、世間に知られているとか知られてない、理解されているかどうかという部分も、結局数値にあらわれてくる部分があります。一概に数字が大きいから小さいからといって評価が難しいというところもございます。何人来たか、何回やったかっていうのも出来

たか出来なかつただけでなく、中身の部分での実績値もお示しはして参りますけれども、全部同じ物差しで見るというところに立って5段階評価っていうのを入れさせていただいているところがございますので、そこはご理解をいただければと思います。あと3点目の「者」が入るかどうかは、所管の課長として大変お恥ずかしいのですが私もよくわかっておりません。先ほどの障がい福祉計画、法廷の計画は法律で決まっているので、者は入ってないです。障がい者プランのところは市としてできるだけ統一して、害の字の表現についても統一ルールということでやっております。逆に委員さんからご教示いただけますか。

(高山代表)

元々障がい者計画という名称は法的根拠と書いてある通り障がい者基本法という法律がベースで、これは福祉のことだけではなく教育とか文化スポーツ活動とか情報、広い意味での情報保障とか、いわゆる福祉の領域だけではない障がい者政策全般を網羅しているのが障がい者基本法です。この障がい者基本法に基づいて各自治体は障がい者計画を作らなければいけないというルールになっています。一方で障がい者総合支援法、これは厚生労働省管轄のいわゆる福祉領域の法律で、これに基づいて各自治体は障がい福祉計画を立てなければいけないというふうになっています。障がいのある方の地域生活とか暮らしを立てていく上での様々な福祉の施策を中心としたものを作りなさいというのが障がい福祉計画です。そして、障がい児の福祉計画も作りなさいということになっており、こちらの法的根拠が児童福祉法となっています。障がい児のサービスは主に児童福祉法根拠に整えていくという法体系になっているので、これは藤沢市の問題と言うよりは国の障がい者政策がこうなっているということがベースです。そのためどの自治体もこの3つの計画はそれぞれ立てなくては行けないのですけれども、藤沢市ではこれを一体的に藤沢市の計画として捉えております。先ほど臼井参事の方からもその計画について全部福祉の部門だけが担当しているわけではないのでというご説明があったのはそのためです。藤沢市の様々な福祉をメインとしていない部署も障がい者施策に関係することをたくさんやっておられるので、そういう意味ではこれは福祉だけの所管でなくてやっていくということになっているので少々ややこしいのですが者が入ったり、入らずに福祉だけだったりしております。この説明でよろしいでしょうか。またご質問があったらお聞きいただければと思います。あともう一つの評価についてなのですが、おっしゃっていただいた通り、数値で測れるものはで

きるだけ数値に置き換えて評価していくということはすごく大事ななっているふうに思っています。ただやはり数字では表せないものも実はたくさん福祉施策の中ではありまして、その場合は例えばそもそもそのサービスなり支援を提供していくための構造に何か問題はないのかとか、取り組む手順に問題はなかったのかとか、そこを構造的な部分の評価したり、その取り組みのプロセスを評価したりということがどうしても必要になってくるのでそこが評価としてはとても難しいところではあります。数値プラス全体の構造やプロセスも見ていくということがとても大事になるかというふうに考えています。数字の評価の良いところは先ほども言った通りとてもはっきりわかっていくところですが、危険なところは何となく平均でとってしまったり、80%いったら概ねできていると考え何か計画としてはうまくいっているというふうに感じがちですが、もしかするとうまくいっていない部分にとっても重大な課題があったり問題があったり。あるいは8割の人がとても良いと思っているけれども、その2割の人には十分それが届けられていないというようなことがあったときに、平均の中では語れないことがあるので数値が高いので良いということではない視点も評価の視点としては持っていく必要があるかという感じがしております。ぜひ皆さんと評価をしていくときに大事にしていくことができたらいい視点かなというふうに考えているところです。長くなってしまいました。以上のような補足でよろしかったでしょうか。

(野村委員)

ありがとうございました。確かにその数値化するというのは、できるところとできないところがあるというのが理解していますので、よろしく願いいたします。あと者のあるなしという部分ですけれども、私もこういったことに関わっているのだから応募させていただいたのですが、いろいろ関わっていますといわゆる身障手帳、療育手帳をお持ちでない方、また持てない方にもいろいろ関わる場合があります。そういった方々はいわゆる福祉サービスの恩恵にあずかれないということをいろいろ見聞きするものですから、その辺も含めていただけると、という意味で法的に除外されやすい方々もいろいろ関わっているのでもっとよろしく願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

(高山代表)

こちらこそありがとうございました。大事な点を皆さんと確認することがで

きてよかったかと思えます。ありがとうございます。他はいかがでしょう  
か。松井委員から挙手いただいております。お願いいたします。

(松井委員)

今回の資料の1-2の関連図のところでも今回のプラン検討委員会初めて  
参加する形になるわけなのですが、体制として今年度から色々と大きく変化が  
あったということで、色の矢印がついている中で先ほど村松委員のオブザーバ  
ー参加の件もありましたけども目的として開かれた会議になっていけばいいな  
ということでぜひそのような形に協力していきたいなと思っております。会議  
を進めていく中で運営会議というのがあると思うのですが、これについて  
今回選出基準は特に決まりはないのかもしれないのですが、参考までにどうい  
った皆さんが今回、運営会議のメンバーになってらっしゃるのでしょいかって  
いうのはお伺いしてよろしいですか。

(事務局：白井)

まだ決まってないです。しかし、代表と副代表は出ていただきます。基本的  
には検討委員会の委員の方から何人か、こういう議論で進めたいという辺り  
のお話も含めて参加をいただきたいと思っております。全然知らない人が入っ  
てくるということは想定してないです。

(松井委員)

わかりました。3月30日のシンポジウムに自分も参加したわけなのですが  
ども、やはりプランを立てる大事なキーワードは様々な当事者の方の声から出  
てくる権利擁護の視点というのがすごく大きいかと思っております。これから  
新しいプランの検討に至るにあたっては、そういった視点でしっかり進めてい  
けばいいかなと思っております。どうもありがとうございます。

(高山代表)

ありがとうございます。では事務局からいかがでしょうか。

(事務局：白井)

資料でお配りしております、こども家庭センターと喀痰吸引の三号研修のこ  
とを情報提供させていただきたいと思えます。こども家庭センターについてこ  
ども家庭課の方からご説明をいたします。

(事務局：原田)

こども家庭課の原田と申します。よろしくお願ひします。こども家庭センターにつきまして、情報提供ということで説明をさせていただきます。こちらは国から示された事業というようなところもございまして、こども家庭センターってすごく新たに何かできた、そんなイメージを持たれているところもあるのかなと思います。基本的には今までやってきたこども家庭課であれば子育ての悩みの相談や、こどもを叩いてしまうとか怒ってしまうというようないろんな悩みを受け止めて伴走的なところも含めて支援をしているというところと、一方で保健師さんを中心に、藤沢市ですと保健所健康づくり課になりますけれども、育児や健康に関する部分での相談を受けていたところが一体的になりました、それぞれ別々でなくこれらを一体的にその過程を見ていきたいと思いますところから始まったのがこども家庭センターであるとイメージしていただければありがたいです。今年度から始まっておりますが、こども家庭課と南と北の保健センターを窓口にして業務を開始しているところでございます。対象は全ての妊産婦さん、子育て世帯、こどもを対象に切れ目ない相談支援ということで必要に応じていろんな関係機関とも繋ぎながら支援をしていくというようなところから進めているところでございます。1の相談内容については先ほどもお話しました、いろんな相談内容に応じて専門職等が対応していきますということになります。支援については相談された方の希望などを確認しながら必要に応じてこういったサポートのプランを作成しまして、様々な機関サービスに繋がられるように一緒に考えていくといったところもこれから徐々にではありますがやっていくということになります。当然障がい児のいるご家庭につきましてもそういったところとも情報共有なり事業所とも連携を図りながら、子育ての分野でのプランもあわせて今後作成していくというようなところもございまして、またその際はいろいろご相談なりどういった形で進められればいいのかというようなところの調整を相談させていただくこともあろうかと思ひますので今後ともよろしくお願ひいたします。以上でございます。

(事務局：白井)

資料6になりました、総合支援協議会でも村松委員からご提供いただいているものでございます。喀痰吸引と三号研修、藤沢市の分庁舎を用いて開催になります。神奈川県のご委託事業で日本ALS協会神奈川支部さんが実施をされております。まだ募集期間始まっておりませんので参考に情報提供させていただきます。

いたものです。私からは以上でございます。

(高山代表)

ありがとうございました。ただいま事務局から2つ情報提供ございましたが、皆さんからご質問等ありますでしょうか。都築委員が挙手いただいています。はい、お願いいたします。

(都築委員)

自閉症児・者親の会の都築です。こども家庭センターについて質問があるのですが、よろしいでしょうか。相談を受け付けますということですが、これはあくまでも保護者からの申し出の相談を電話で受けたり、メールで受けたりっていうそういう形でしょうか。緊急性の対応とかはできるのかということ、あと周りの人からの相談も受けられるのかという点を教えてください。

(事務局：白井)

ありがとうございます。相談はどんな形であれお受けしますし、保護者に限らず、こどもの方、こどもも乳幼児に限らず学齢期の子や若者も含めて間口を広げているつもりでございます。

(都築委員)

24時間電話で受け付けますとかメールでも大丈夫ですとか、そういう形になっていくのでしょうか。

(事務局：白井)

そうですね。まだまだ24時間といったところの受け付けてない課題はありますけれども、メール等も含めてご相談いただければ対応はさせていただきます、いろんな形で関係機関に繋げるといったところはあるかもしれません。

(都築委員)

わかりました。ありがとうございます。こどもを育てている小さいときの段階で「あっ」ということが実は何度も過去にあったので、きっと心強いだらうなっていうふうに思いました。

(高山代表)

ありがとうございました。他はいかがでしょうか。もし後でお気づきの点

がありましたら、また事務局の方にお問い合わせいただけたらと思いますので  
お願いいたします。

## 8 閉会

(高山代表)

では、本日ご準備いただきてきました議事については、以上ということになり  
ますので事務局の方に進行を戻いたします。お願いいたします。

(事務局：臼井)

代表ありがとうございました。事務局臼井です。では本日、あまりご協議の  
時間もなくて説明ばかりで大変申し訳ございませんでしたが、次回からは議論  
ができる資料を作って参ります。よろしくお願いいたします。次回の開催のご  
案内でございます。次回は8月26日月曜日。時間は本日と同じ10時から正  
午までの予定でございます。会場は今のところ2階の2-1会議室を予定して  
おりますがすこし狭いので、空き次第他に移りたいと思っております。また直  
前のご案内等があると思いますがご理解をいただければと思います。それでは  
これもちまして令和6年度第1回藤沢市障がい者プラン検討委員会を閉会と  
させていただきます。ありがとうございました。

閉会